

## 生計維持：13分

1. 生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い①
  2. 生計維持・生計同一関係
  3. 生計維持関係の認定日
  4. 生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い②
  5. 生計同一に関する認定要件
  6. 収入に関する認定要件
  7. 生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い③
  8. 生計同一関係の認定基準及び認定の取扱い
  9. 生計維持関係・生計同一関係の認定要件の相違点
  10. 事実婚関係の認定要件
  11. 除外の範囲
  12. 重婚的内縁関係の認定要件
- ※ 確認問題

# 生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い①

## 生計維持・生計同一関係 の認定基準及び認定の取扱い

### 遺族の範囲

#### 第37条の2（一部抜粋）

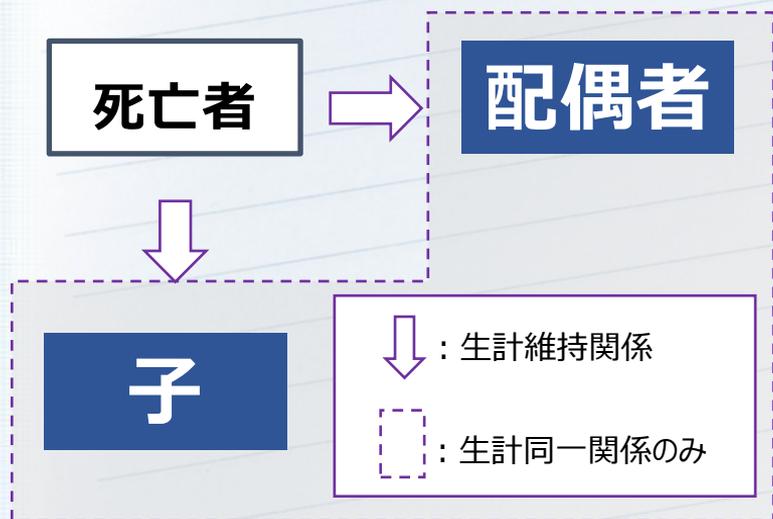
遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者又は子（以下単に「配偶者」又は「子」という。）であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす。

- 一 配偶者については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。
- 二 子については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。



# 生計維持・生計同一関係

## 遺族の範囲



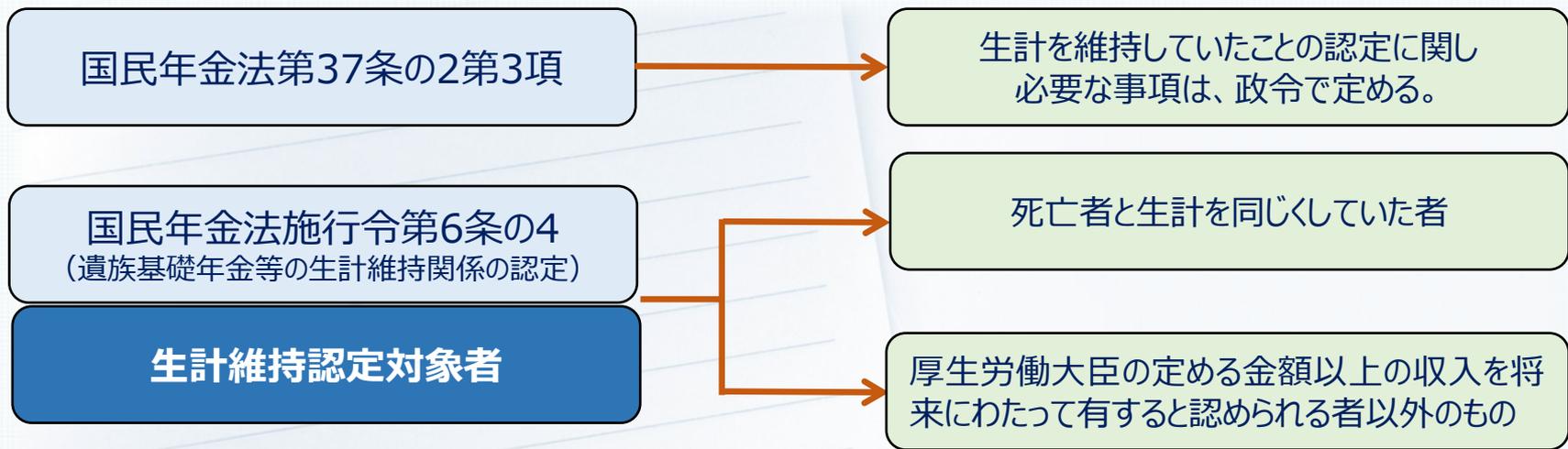
## 国民年金法の 生計維持認定対象者

- 1 老齢基礎年金の振替加算の対象者である配偶者
- 2 障害基礎年金の加算額の対象者である子
- 3 遺族基礎年金の受給権者である配偶者又は子
- 4 寡婦年金の受給権者である妻

# 生計維持関係の認定日

1 受給権発生日		認定日の例
1	遺族基礎年金の受給権者	被保険者、または被保険者であった者の死亡日
2	寡婦年金の受給権者	夫の死亡日
2 老齢基礎年金の振替加算の加算開始事由に該当した日		認定日の例
1	老齢基礎年金の振替加算の対象者	老齢基礎年金の振替加算の対象となる者の65歳到達日
3 障害基礎年金の加算額の対象者である子の場合		認定日の例
1	平成23年4月1日以後に、新たに生計維持関係がある子を有した場合	子を有した事実が発生した日（子を有した日）
2	平成23年3月31日に、加算額の加算の対象となっていない子を有していた場合	平成23年3月31日 （障害年金加算改善法施行日の前日）

## 生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い②



生計同一要件

両方を満たす場合 ⇒ 死亡者と「配偶者・子」との生計維持関係があると認定

収入要件

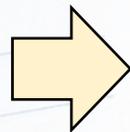
「通知：生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」

# 生計同一に関する認定要件

## 生計同一関係にあるものと認められる要件

- 1 住民票上同一世帯に属しているとき
- 2 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- 3 住所が住民票上異なっているが、現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

実務上は、別表2に規定される世帯全員の住民票などの添付書類、生計同一関係の申立書に基づいて認定を行う。



別表2とは、「通知：生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」の別表（生計同一に関する認定関係）のこと

# 収入に関する認定要件①

## 生計維持認定対象者の収入要件

厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を**将来にわたって**有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者  
※ただし、障害基礎年金の生計維持対象者に関しては、条文に「**将来にわたって**」の文言がない

- 1 前年の収入が年額850万円未満であること  
※前年の収入が確定していない場合は、前々年の収入で判断
- 2 前年の所得が年額655万5千円未満であること  
※前年の所得が確定していない場合は、前々年の所得で判断
- 3 一時的な所得があるときは、一時的な所得を除いた後、前年の収入が年額850万円未満または前年の所得が年額655万5千円未満であること
- 4 1、2または3の要件に該当しないが、定年退職等の事情により、近い将来（**おおむね5年以内**）に収入が年額850万円未満または所得が年額655万5千円未満となると認められること

障害基礎年金の加算の対象者となる子の場合

**おおむね5年以内**  
収入が年額850万円未満又は  
所得が年額655万5千円未満  
となると認められること



障害基礎年金の子の加算の認定は、  
時点時点で行う

## 収入に関する認定要件②

1

前年の収入が年額850万円未満であること  
※前年の収入が確定していない場合は、前々年の収入で判断

2

前年の所得が年額655万5千円未満であること  
※前年の所得が確定していない場合は、前々年の所得で判断

3

一時的な所得があるときは、一時的な所得を除いた後、  
前年の収入が年額850万円未満  
または前年の所得が年額655万5千円未満であること

## 収入に関する認定要件③

- 4 1、2または3の要件に該当しないが、**定年退職等の事情**により、**近い将来（おおむね5年以内）**に収入が年額850万円未満、または所得が年額655万5千円未満となると認められること

収入額または所得額に加えて、おおむね5年以内に予定される定年退職等の事情を確認する必要がある。

障害基礎年金の加算の対象となる子の場合

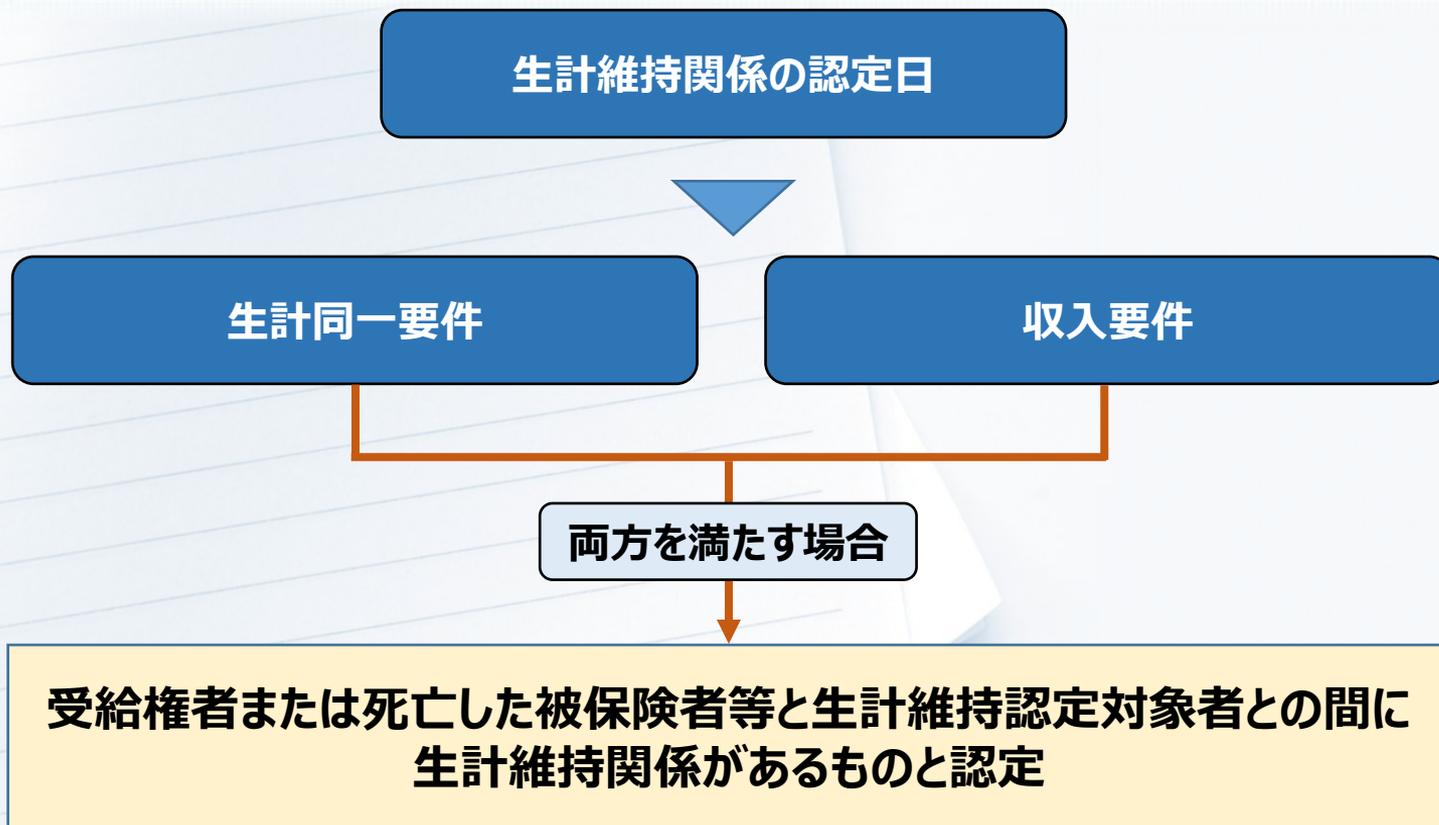
おおむね5年以内  
収入が年額850万円未満又は  
所得が年額655万5千円未満  
となると認められること



障害基礎年金の子の加算  
の認定は、時点時点で行う

いずれの要件も、前年の収入が確定していない場合は、前々年の収入で判断する。

## 生計維持関係の認定基準及び認定の取扱い③



# 生計同一関係の認定基準及び認定の取扱い

## 死亡一時金を受けることができる遺族

1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹

その者の死亡の当時その者と  
生計を同じくしていたものと規定されている。

## 国民年金法の 生計同一認定対象者

1	遺族基礎年金の受給権者である子
2	死亡一時金の受給権者である遺族
3	未支給年金の受給権者である遺族

### 生計同一関係 の認定

「生計維持関係等の認定日」に、「生計同一要件」を満たしていることが必要とされる。

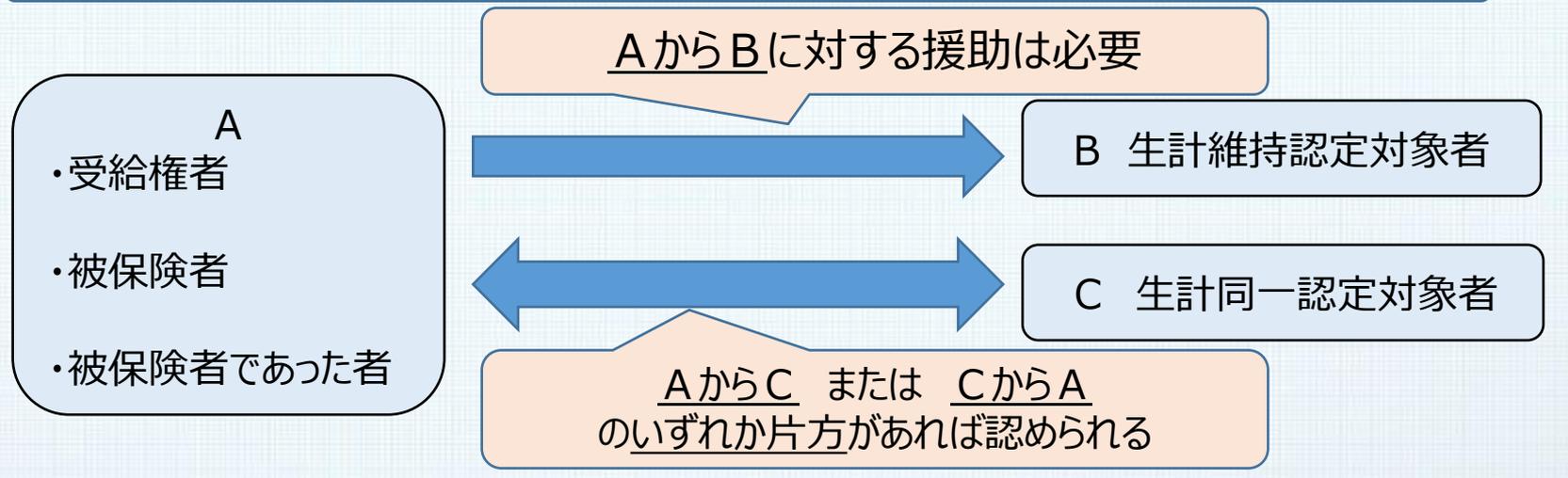
# 生計維持関係・生計同一関係の認定要件の相違点

生計維持認定対象者	収入要件を満たす必要あり
生計同一認定対象者	収入要件は問われない

## 経済的援助を着眼点とした生計維持と生計同一の相違（別居の場合）

【生計維持】・・・「Aによって生計を維持しているB」

【生計同一】・・・「AはCと生計を同じくする」



# 事実婚関係の認定要件①

事実婚関係にある者



内縁関係にある者

婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係

事実婚関係にある当事者の生計維持関係等の認定

(1) 事実婚関係の認定

(2) 生計維持関係の認定

事実婚関係についても認定基準および認定の取扱いが定められており、この基準に照らし合わせて認定を行います。

ここでは事実婚関係の認定要件を中心に説明します。

「通知：生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」



# 事実婚関係の認定要件②

## (1) 事実婚関係の認定

1

当事者間に、社会通念上、  
夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること

2

当事者間に、社会通念上、  
夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

## (2) 生計維持関係の認定 (生計同一関係の認定)



## 除外の範囲

内縁関係が  
反倫理的な内縁関係である場合



事実婚関係にある者とは認められない

民法第734条の近親婚の制限

民法第735条の直系姻族間の婚姻禁止

民法第736条の養親子関係者間の婚姻禁止

の規定のいずれかに違反する  
こととなるような内縁関係

ただし、三親等の傍系血族間の内縁関係にある近親婚者は、事実婚関係にある者と認められる場合がある。

内縁関係が長期間（おおむね40年程度以上）にわたって安定的に継続されてきたものであること 等  
※認定方法等については、個々の事案ごと日本年金機構に確認すること。

# 重婚的内縁関係の認定要件

## 重婚的内縁関係

届出による婚姻関係にある者が、重ねて他の者と内縁関係にあること

民法（第739条第1項）：婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

届出による婚姻関係が内縁関係より優先される

優先

「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」に限り、  
内縁関係にある者が事実婚関係にある者と認められる。

法律婚の形骸化

※認定方法等については、個々の事案ごと日本年金機構に確認すること。

# 確認問題

問題 1

寡婦年金の受給権者である妻は、生計維持認定対象者に該当する。

解答



問題 2

遺族基礎年金の支給に当たり、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた配偶者又は子であって、年額 8 5 0 万円以上の収入又は年額 6 5 5 万 5 千円以上の所得を将来にわたって得られないと認められる者は、その被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたと認められる。

解答



(法第 3 7 条の 2 第 3 項、令第 6 条の 4 等)

